

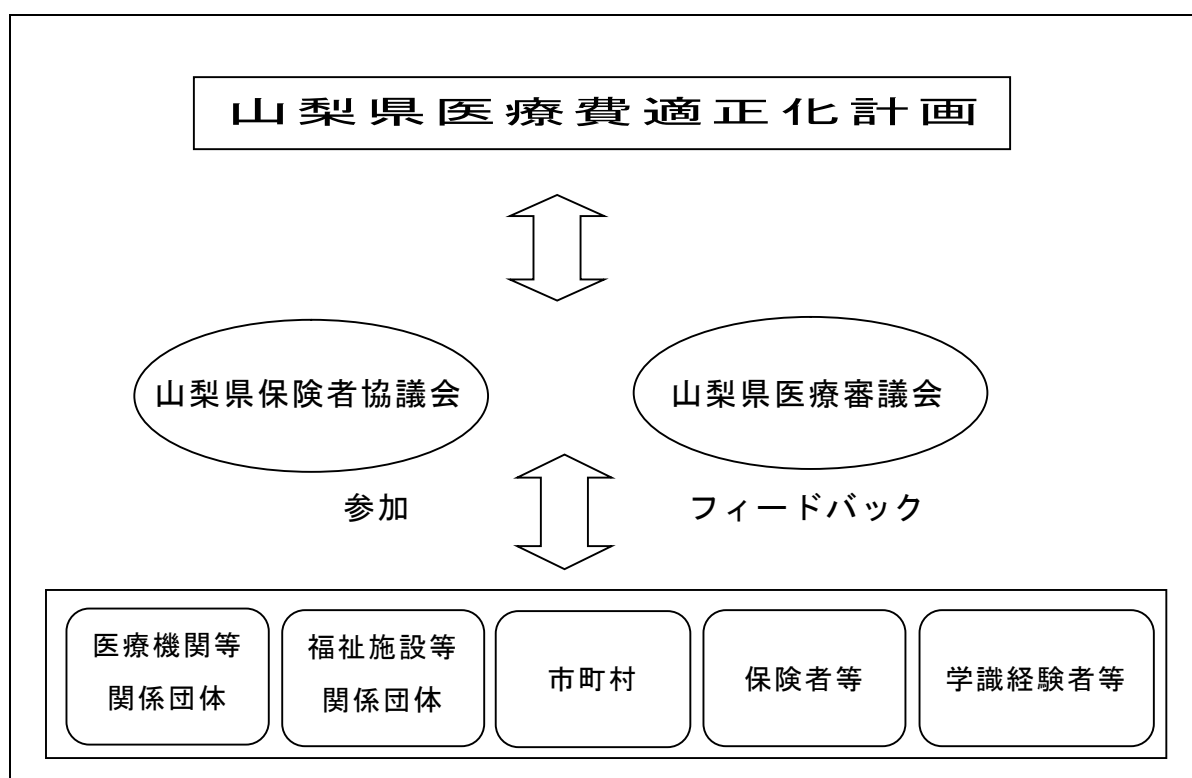
第6章 計画の達成状況の評価

1 計画の進行管理体制

この計画の効果的な実施を推進するためには、適切な計画の評価と進行管理が必要です。

このため、「山梨県保険者協議会」や「山梨県医療審議会」等を活用し、定期的に計画の達成状況の評価し、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

なお、進行管理は、計画の実効性を高めるため「PDCAサイクル（注13）」に基づく管理を行います。



(注13) PDCAサイクル

PDCAサイクルとは、Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスをいいます。

2 計画の評価

計画の進捗状況や目標の達成状況、あるいは計画に掲げた取り組みの効果を適正に把握するために、前記の進行管理体制により、以下のとおりの評価を行うこととします。

(1) 進捗状況の公表

計画の進捗状況は、毎年度（計画最終年度及び実績評価を行った年度を除く）、公表します。

(2) 進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）

計画期間の最終年度には、進捗状況に関する調査・分析を行い、その評価結果を公表するとともに、次期計画の見直しに活用します。

(3) 実績の評価

計画期間終了の翌年度には、目標の達成状況を中心とした実績評価を行い、その結果を公表します。